

中野区歌に関する審議会設置条例

(設置)

第1条 幅広い区民に親しまれ、世代を超えて末長く歌い継がれる中野区歌（以下「区歌」という。）を制定するに当たり、区長の附属機関として中野区歌に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、区歌に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、14人以内とし、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 区民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第2条の規定による答申を行った時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるときは、非公開と

することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策室において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初の審議会は、区長が招集する。